



鳥取県公報

令和4年3月31日（木）
号外第21号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（4）（任用課） 2
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（5）（給与課） 6
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（6）（〃） 8
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（7）（〃） 14
	人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 （8）（〃） 16
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（9）（〃） 17
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規 則の一部を改正する規則（10）（〃） 20
	管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（11）（〃） 21
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則（12）（〃） 22
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（13）（〃） 26

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(競争試験による採用又は昇任の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(競争試験による採用又は昇任の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>任命権者は、前2項の規定により採用又は昇任を行う場合においては、あらかじめ、人事委員会に対して、採用又は昇任の候補者の提示を請求しなければならない。</u></p>
<p>(選択についての通知)</p> <p>第7条 任命権者は、任用候補者（採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載されている者をいう。以下同じ。）のうちから採用又は昇任を行う者を選択したときは、その旨を人事委員会に通知しなければならない。</p>	<p>(<u>選択の結果</u>についての通知)</p> <p>第7条 任命権者は、任用候補者（採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載されている者をいう。以下同じ。）のうちから採用又は昇任を行う者を選択したときは、その結果を人事委員会に通知しなければならない。</p>
<p>(臨時的任用を行うことができる場合)</p> <p>第9条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号<u>の</u>いずれかに該当するときは、法第22条の3第1項前段の規定により、臨時的任用を行うことができる。この場合において、第1号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、同項前段の人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>人事委員会から提示された採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に適切な任用候補者がいない</u>とき。</p>	<p>(臨時的任用を行うことができる場合)</p> <p>第9条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号<u>い</u>ずれかに該当するときは、法第22条の3第1項前段の規定により、臨時的任用を行うことができる。この場合において、第1号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、同項前段の人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適切な任用候補者がいない旨の通知を受けた</u>とき。</p>
<p>(試験の告知)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 採用試験の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。</p>	<p>(試験の告知)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 採用試験の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。</p>

<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>採用候補者名簿</u>の作成の方法</p> <p>(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>(任用候補者の名簿からの削除)</p> <p>第28条 人事委員会は、任用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを名簿から削除することができる。</p> <p>(1) <u>任用候補者が任用される意思のないことを書面をもって申し出た場合</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第29条 人事委員会は、任用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを名簿から削除しなければならない。</p> <p>(1) 当該名簿から任命された場合</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他人事委員会が定める場合</u></p> <p>2 <u>人事委員会は、前条及び前項の規定により任用候補者を名簿から削除した場合には、削除後の名簿を関係任命権者に提示するものとする。</u></p> <p>(任用候補者の名簿への復活)</p> <p>第30条 人事委員会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ名簿から削除された任用候補者を当該名簿に復活することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前条第1項第1号の規定により名簿から削除された者で条件付採用期間中に免職されたものについて人事委員会が名簿に復活することを適当と認める場合</u></p> <p>2 <u>人事委員会は、前項の規定により任用候補者を名簿に復活させた場合には、復活後の名簿を関係任命権者に提示するものとする。</u></p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>任用候補者名簿</u>の作成の方法</p> <p>(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>(任用候補者の名簿からの削除)</p> <p>第28条 人事委員会は、任用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを名簿から削除することができる。</p> <p>(1) <u>任用に関する人事委員会、任命権者等からの照会に対して10日以内に応答しない場合</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第29条 人事委員会は、任用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを名簿から削除しなければならない。</p> <p>(1) 当該名簿からの提示に基いて任命された場合</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>任用を辞退した事由が第38条各号のいずれかに該当しないと人事委員会が認めた場合</u></p> <p>(6) <u>その他人事委員会が定める場合</u></p> <p>(任用候補者の名簿への復活)</p> <p>第30条 人事委員会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ名簿から削除された任用候補者を当該名簿に復活することができる。</p> <p>(1) <u>第28条第1号の規定により名簿から削除された者について人事委員会が正当な事由により当該照会に応答しなかったと認める場合</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>第28条第4号の規定により名簿から削除された者について人事委員会が名簿に復活することを適当と認める場合</u></p> <p>(4) <u>前条第1号の規定により名簿から削除された者で条件付採用期間中に免職されたものについて人事委員会が名簿に復活することを適当と認める場合</u></p>
---	---

<p>(名簿の訂正)</p> <p>第31条 略</p> <p><u>2 人事委員会は、前項の規定により名簿を訂正した場合においては、訂正後の名簿を関係任命権者に提示するものとする。</u></p> <p>(名簿の失効)</p> <p>第32条 略</p> <p><u>2 人事委員会は、前項の規定により名簿を失効させた場合においては、その旨を関係任命権者に通知するものとする。</u></p>	<p>(名簿の訂正)</p> <p>第31条 略</p> <p>(名簿の失効)</p> <p>第32条 略</p> <p><u>2 前項により名簿を失効させた場合においては、その旨を関係者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(名簿の閲覧)</u></p> <p>第33条 <u>人事委員会は任命権者等の請求がある場合においては名簿を閲覧させることができる。</u></p>
<p>第33条 削除</p> <p>(任用候補者名簿の提示)</p> <p>第34条 人事委員会は、<u>法第21条第1項(第21条の4第4項において準用する場合を含む。)</u>の規定により名簿を作成した場合においては、当該名簿を<u>関係任命権者</u>に提示するものとする。</p>	<p><u>(任用候補者の提示)</u></p> <p>第34条 人事委員会は、<u>第4条第2項の規定により任命権者から任用候補者の提示の請求があった場合においては、名簿を当該任命権者に提示するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により提示する名簿がない場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の名簿から任用しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び適性を有し、かつ、任用しようとする職を志望すると認められる者を任用候補者として提示することができる。</u></p> <p>第35条・第36条 削除</p>
	<p><u>(任用辞退)</u></p> <p>第37条 <u>任用候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該任用を辞退しようとする者は、その通知を受けた日から10日以内にその旨を辞退の事由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項の規定により辞退の届を受理した場合においては、すみやかにその旨を人事委員会に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 任命権者が第1項の辞退の届を受理したときは、当該任用候補者の提示は撤回されたものとみなす。</u></p> <p><u>(任用の辞退に因る任用候補者の提示の延期)</u></p>

<p>(この規則の実施に関し必要な事項)</p> <p><u>第35条</u> 略</p>	<p><u>第38条</u> 人事委員会は、前条第2項の規定により通知を受けた場合において当該辞退の事由が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、辞退の事由がやむまで又はその志望にかなった提示ができるまで当該任用候補者の提示を延期するものとする。</p> <p>(1) <u>現に疾病にかかり又は負傷していること。</u></p> <p>(2) <u>任用されるべき職の職務に明らかに関係があり、かつ、その職務の遂行に有益な研修又は教育を現に受けていること。</u></p> <p>(3) <u>勤務庁又は勤務地が任用候補者の志望と異なっていること。</u></p> <p>(4) <u>その他正当な事由があること。</u></p> <p>(この規則の実施に関し必要な事項)</p> <p><u>第39条</u> 略</p>
---	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第5号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>スポーツ課又はねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課</u>の係長（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</p> <p>(4)～(20) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>スポーツ課又はねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課</u>の係長（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</p> <p>(6)～(22) 略</p> <p>4 略</p> <p>(研究職給料表)</p> <p>第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) <u>生活環境部の参事</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>スポーツ課又は関西ワールドマスターズゲームズ推進課</u>の係長（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</p> <p>(4)～(20) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>スポーツ課又は関西ワールドマスターズゲームズ推進課</u>の係長（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</p> <p>(6)～(22) 略</p> <p>4 略</p> <p>(研究職給料表)</p> <p>第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>

<p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 福祉保健部の理事監、福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、健康医療局の局長、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療・保険課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師、<u>子育て・人財局の参事</u>、家庭支援課の課長補佐並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員</p> <p>2 略</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 鳥取看護専門学校及び倉吉総合看護専門学校の看護師</u></p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p>	<p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 福祉保健部の理事監、福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、健康医療局の局長、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療・保険課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師、家庭支援課の課長補佐並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員</p> <p>2 略</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p>
---	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第6号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監	1種
		<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の局長</u>				部長（名古屋代表部の部長を除く。） 危機管理局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 子育て・人財局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 関西本部の本部長（人	

		<p>事委員会が承認したものに限る。) 理事監</p> <p>次長(名古屋代表部、衛生環境研究所及びくらしの安心局消費生活センターの次長を除く。) 局長 政策戦略監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 サイクルツーリズム振興監 原子力安全対策監</p> <p>職員人材開発センターの所長(人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>総合事務センターの所長 副局長(人事委員会が承認したものに限る。) 官房長(人事委員会が承認したものに限る。) 文化振興監</p>	2種			<p>事委員会が承認したものに限る。) 理事監</p> <p>次長(名古屋代表部、衛生環境研究所及び消費生活センターの次長を除く。) 局長 政策戦略監</p> <p>原子力安全対策監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 デジタル戦略監 行財政改革局 職員人材開発センターの所長(人事委員会が承認したものに限る。) 総合事務センターの所長 副局長(人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>文化振興監</p>	2種	
--	--	--	----	--	--	---	----	--

	<p>経済産業振興監</p> <p>衛生環境研究所の所長(人事委員会が承認したものに 限る。)</p> <p>校長(人事委員会が承認したものに 限る。)</p> <p>農業振興監 試験場統括本部の本部長 会計管理者 参事監</p>	<p>3種</p>		<p>経済産業振興監</p> <p><u>通商物流戦略監</u></p> <p>衛生環境研究所の所長(人事委員会が承認したものに 限る。)</p> <p>校長(人事委員会が承認したものに 限る。)</p> <p>農業振興監 試験場統括本部の本部長 会計管理者 参事監</p>	<p>3種</p>
	<p>課長(農業振興監農業 大学の課長を除く。)</p> <p>サブチーム 長</p> <p>危機管理専門官</p> <p>副本部長</p> <p>名古屋代表部の部長</p> <p><u>職員人材開発センター</u> の所長</p> <p>副局長</p> <p>官房長</p> <p>衛生環境研究所の所長</p> <p>山陰海岸ジオパーク海 と大地の自然館の館長</p> <p>くらしの安心局消費生活センター の所長</p>			<p>課長(農業振興監農業 大学の課長を除く。)</p> <p>サブチーム 長</p> <p>危機管理専門官</p> <p>副本部長</p> <p>名古屋代表部の部長</p> <p><u>行財政改革局職員人材開発センタ</u> <u>ー</u>の所長</p> <p>副局長</p> <p>官房長</p> <p>衛生環境研究所の所長</p> <p>山陰海岸ジオパーク海 と大地の自然館の館長</p> <p>くらしの安心局消費生活センター の所長</p>	

			雇用人材局 鳥取県立ハ ローワーク の所長 農業振興監 農業大学校 の校長 淀江産業廃 棄物処理施 設計画審査 室の室長		
			略		
	地方 機関	略			
		東 部	略		
		地 域	副所長	3種	
		振 興 事 務 所	課長		
		略			
		東 部	略		
		農 林	室長	4種	
		事 務	チ ー ム 長		
		所	(人事委員 会が承認し たものに限 る。)		
			略		
略					
教育委 員会事 務局及 び教育 機関	教育 委員 会事 務局	本庁	略		
				次長	2種
				教育次長 センター長 (人事委員 会が承認し たものに限 る。) 参事監 美術振興監	
			略		
	略				
略					

			雇用人材局 鳥取県立ハ ローワーク の所長 農業振興監 農業大学校 の校長 淀江産業廃 棄物処理施 設計画審査 室の室長		
			略		
	地方 機関	略			
		東 部	略		
		地 域	副所長	3種	
		振 興 事 務 所	課長		
			チ ー ム 長 (人 事 委 員 会 が 承 認 し た も の に 限 る 。)	4種	
		略			
		東 部	略		
		農 林	室長	4種	
		事 務			
		所			
			略		
略					
教育委 員会事 務局及 び教育 機関	教育 委員 会事 務局	本庁	略		
				次長	2種
				教育次長 センター長 (人事委員 会が承認し たものに限 る。) 参事監	
			略		
	略				
略					

警察	警察本部	略	
		課長 監査官 物品契約官 企画官 安全衛生官 監察官 隊長（ <u>捜査第二課</u> の隊長を除く。） 所長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 人身安全対策官 <u>組織犯罪対策官</u> 管理官（重要知能犯罪対策担当の管理官を除き、人事委員会が承認したものに限る。）	3種
略		略	
略			
共通	略	略	
		参事（ <u>職員人材開発センター</u> の所掌事務に参画するものに限る。）	5種

別表第2（第3条関係）

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる

警察	警察本部	略	
		課長 監査官 物品契約官 企画官 安全衛生官 監察官 隊長（ <u>組織犯罪対策課</u> の隊長を除く。） 所長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 人身安全対策官 管理官（重要知能犯罪対策担当の管理官を除き、人事委員会が承認したものに限る。）	3種
略		略	
略			
共通	略	略	
		参事（ <u>行財政改革局職員人材開発センター</u> の所掌事務に参画するものに限る。）	5種

別表第2（第3条関係）

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる

<p>職をいう。</p> <p>(1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、<u>職員人材開発センター</u>、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業振興監農業大学の職</p> <p>(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、理事監、参事監（人事委員会が承認したものを除く。）、税務専門員、主任教授及び検査専門員</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 教育委員会事務局の本庁の職のうち参事監及び<u>美術振興監</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>職をいう。</p> <p>(1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、<u>行財政改革局職員人材開発センター</u>、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業振興監農業大学の職</p> <p>(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、理事監、参事監（人事委員会が承認したものを除く。）、<u>通商物流戦略監</u>、税務専門員、主任教授及び検査専門員</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 教育委員会事務局の本庁の職のうち参事監</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の警察の警察本部の項の改正規定は、同年3月28日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第7号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第2条第3項に規定する職を占める職員（以下「3項職員」という。）にあっては、<u>20年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第7条 採用の日又は第4条に規定する職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある職員に対する別表の適用については、前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（3項職員にあっては、<u>20年</u>）を超える場合に限り、その超える期間に相当する期間を同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入する。</p>	<p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第2条第3項に規定する職を占める職員（以下「3項職員」という。）にあっては、<u>9年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第7条 採用の日又は第4条に規定する職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある職員に対する別表の適用については、前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（3項職員にあっては、<u>9年</u>）を超える場合に限り、その超える期間に相当する期間を同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入する。</p>

第2条 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第7条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	60,000
1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	56,000
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	52,000
3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	48,000
4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	44,000
5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	40,000
6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	49,000	36,000
7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	47,200	33,000
8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	45,400	30,000
9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	43,600	27,000
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	41,800	24,000
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	40,000	21,000

12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	38,200	18,000
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	36,400	15,500
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	35,000	13,000
15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	33,600	10,500
16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100	32,200	8,000
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500	30,800	6,000
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900	29,400	4,000
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300	28,000	2,000
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700	26,600	
21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500	26,000	
22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700	25,400	
23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600	24,400	
24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900	23,800	
25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700	23,200	
26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700	22,600	
27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	22,000	
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	21,200	
29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	20,900	
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	20,500	
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	19,900	
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900	19,000	
33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	18,100	
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500	17,400	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、この表に掲げる額と同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の初任給調整手当の支給に関する規則第5条及び第7条の規定の適用については、この規則の施行前に初任給調整手当の支給に関する規則第2条第3項に規定する職を占める職員であった者の当該職員であった期間（同規則第6条第2項の規定により期間に算入しない期間を除く。）は、初任給調整手当が支給されていたものとみなす。

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第8号

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p><u>(29) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第28条又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「<u>県費負担教職員勤務時間規則</u>」という。）第27条の規定による承認をすること。</u></p> <p><u>(30) 略</u></p> <p><u>(31) 略</u></p> <p><u>(32) 略</u></p> <p><u>(33) 略</u></p> <p><u>(34) 略</u></p> <p><u>(35) 略</u></p> <p><u>(36) 略</u></p> <p><u>(37) 略</u></p> <p><u>(38) 略</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p><u>(29) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「<u>勤務時間規則</u>」という。）第4条第3項又は<u>県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「<u>県費負担教職員勤務時間規則</u>」という。）第4条第3項の規定による協議をすること。</u></u></p> <p><u>(30) 勤務時間規則第28条又は<u>県費負担教職員勤務時間規則</u>第27条の規定による承認をすること。</u></p> <p><u>(31) 略</u></p> <p><u>(32) 略</u></p> <p><u>(33) 略</u></p> <p><u>(34) 略</u></p> <p><u>(35) 略</u></p> <p><u>(36) 略</u></p> <p><u>(37) 略</u></p> <p><u>(38) 略</u></p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
機 関		職 員	機 関		職 員
略			略		
知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 理事監 本 部長 会計管理者 次長 参事監 政策戦略監 文化 振興監 農業振興監 局長 官房長 所長 <u>サイクル</u> <u>ツーリズム振興監</u> 原子力 安全対策監 経済産業振興 監 課長（農業大学の課 長を除く。） 室長（衛生 環境研究所の室長を除 く。） サブチーム長 副 局長 副本部長 観光誘客 ディレクター 副官房長 校長 副校長 館長 危機 管理専門官 危機管理情報 官 参事 税務専門員 医 長 課長補佐（課内業務 の総括又は庶務に関する事務 を行う課長補佐、総務課の 課長補佐のうち知事若しく は副知事の秘書又は庁舎の 秩序の維持に関する事務を 行うもの、人事企画課の課 長補佐及び職員支援課の課 長補佐のうち職員の福利厚 生に関する事務を行うもの に限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係 長のうち知事又は副知事の 秘書に関する事務を行うも の、人事企画課の係長、職 員支援課の係長のうち職員	知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 理事監 本 部長 会計管理者 次長 参事監 政策戦略監 文化 振興監 農業振興監 局長 官房長 所長 原子力安 全対策監 <u>デジタル戦略監</u> <u>経済産業振興監</u> <u>通商物</u> <u>流戦略監</u> 課長（農業大学 校の課長を除く。） 室長 （衛生環境研究所の室長を 除く。） サブチーム長 副局長 副本部長 観光誘 客ディレクター 副官房長 校長 副校長 館長 危 機管理専門官 危機管理情 報官 参事 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務 の総括又は庶務に関する事 務を行う課長補佐、総務課 の課長補佐のうち知事若し くは副知事の秘書又は庁舎 の秩序の維持に関する事務 を行うもの、人事企画課の 課長補佐及び職員支援課の 課長補佐のうち職員の福利 厚生に関する事務を行うも のに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の 係長のうち知事又は副知事 の秘書に関する事務を行う もの、人事企画課の係長、 職員支援課の係長のうち職

			の福利厚生に関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)				員の福利厚生に関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)
			略				略
		東部地域振興事務所	所長 副所長 課長 課長補佐(庶務に関する事務を行うもの及び庁舎管理に関する事務を行うものに限る。)			東部地域振興事務所	所長 副所長 課長 <u>チーム長</u> 課長補佐(庶務に関する事務を行うもの及び庁舎管理に関する事務を行うものに限る。)
			略				略
		東部農林事務所	所長 副所長 課長 室長 <u>チーム長</u> 参事 課長補佐(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)			東部農林事務所	所長 副所長 課長 室長 参事 課長補佐(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
			略				略
教育委員会事務局等	教育委員会事務局	本庁	次長 局長 理事監 教育次長 参事監 <u>美術振興監</u> 課長 室長 参事 センター長 教育人材開発主査 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐(課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 係長(教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 管理主事(教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事	教育委員会事務局等	教育委員会事務局	本庁	次長 局長 理事監 教育次長 参事監 課長 室長 参事 センター長 教育人材開発主査 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐(課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 係長(教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 管理主事(教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事

		務を行うものに限る。) 主事(教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。)			のに限る。) 主事(教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。)		
						略	略
						略	略
						略	略
備考 略			備考 略				

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第10号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
別表（第2条関係） 1～14 略 15 江府町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">義務教育学校</td> <td style="text-align: center;">校長 副校長 教頭</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		義務教育学校	校長 副校長 教頭	略		別表（第2条関係） 1～14 略 15 江府町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学校</td> <td style="text-align: center;">校長 教頭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小学校</td> <td style="text-align: center;">校長 教頭</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		中学校	校長 教頭	小学校	校長 教頭	略	
機 関	職																		
略																			
義務教育学校	校長 副校長 教頭																		
略																			
機 関	職																		
略																			
中学校	校長 教頭																		
小学校	校長 教頭																		
略																			
16 略 17 鳥取県町村総合事務組合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理者の補助機関</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	管理者の補助機関	略	16 略 17 鳥取県町村総合事務組合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">組合長の補助機関</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	組合長の補助機関	略										
機 関	職																		
管理者の補助機関	略																		
機 関	職																		
組合長の補助機関	略																		
18～26 略 備考 略	18～26 略 備考 略																		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第11号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鳥取県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～エ 略 オ <u>特6種、</u>7種及び8種 4,000円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～エ 略 オ 7種及び8種 4,000円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和4年1月1日から適用する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休憩時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第6条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、<u>次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>交替制により勤務させる場合</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、任命権者が職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があると認める場合で、休憩時間を一斉に与えないことが休憩時間の自由な利用を妨げず、かつ、職員に著しい負担を与えるものでないと認めるとき。</u></p> <p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第10条の9 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、<u>条例第10条第5項又は第6項の請求に係る一の期間の初日(以下この条及び次条において「時間外勤務制限開始日」という。)</u>及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。<u>この場合において、条例第10条第5項の請求に係る期間と同条第6項の請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>条例第10条第5項又は第6項の請求があった場合には、それぞれ条例第10条第5項に規定する支障の有無又は同条第6項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知</u></p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第6条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、<u>交替制により勤務させる場合その他任命権者が人事委員会と協議して定める場合とする。</u></p> <p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第10条の9 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、<u>条例第10条第5項及び第6項の請求(以下この条及び次条において「請求」という。)</u>に係る一の期間の初日(以下この条及び次条において「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。</p> <p>2 任命権者は、請求があった場合には、<u>条例第10条第6項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</u></p>

<p>しなければならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>条例第10条第6項</u>の請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、<u>同項</u>に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 任命権者は、<u>条例第10条第5項又は第6項</u>の請求の事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>第10条の10 <u>条例第10条第5項又は第6項</u>の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 時間外勤務制限開始日から起算して<u>条例第10条第5項又は第6項</u>の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>3・4 略</p>	<p>3 任命権者は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、<u>条例第10条第6項</u>に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 任命権者は、請求の事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>第10条の10 請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 時間外勤務制限開始日から起算して請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>3・4 略</p>
---	---

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休憩時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第6条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、市町村教育委員会が<u>職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があると認め</u>る場合で、<u>休憩時間を一斉に与えないことが休憩時間の自由な利用を妨げず、かつ、職員に著しい負担を与えるものでないと認めるときとする。</u></p> <p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続</p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第6条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、市町村教育委員会が<u>人事委員会と協議して定める場合とする。</u></p> <p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続</p>

<p>等) 第9条の9 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、<u>条例第8条第5項又は第6項の請求に係る一の期間の初日</u>（以下この条及び次条において「<u>時間外勤務制限開始日</u>」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、<u>時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。この場合において、条例第8条第5項の請求に係る期間と同条第6項の請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。</u></p> <p>2 市町村教育委員会は、<u>条例第8条第5項又は第6項の請求があった場合には、それぞれ条例第8条第5項に規定する支障の有無又は同条第6項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</u></p> <p>3 市町村教育委員会は、<u>条例第8条第6項の請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日</u>（以下この項において「<u>1週間経過日</u>」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、<u>同項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 市町村教育委員会は、<u>条例第8条第5項又は第6項の請求の事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>第9条の10 <u>条例第8条第5項又は第6項の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</u> (1)・(2) 略</p> <p>2 <u>時間外勤務制限開始日から起算して条例第8条第5項又は第6項の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>等) 第9条の9 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、<u>条例第8条第5項及び第6項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）に係る一の期間の初日</u>（以下この条及び次条において「<u>時間外勤務制限開始日</u>」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、<u>時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。</u></p> <p>2 市町村教育委員会は、請求があった場合には、<u>条例第8条第6項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</u></p> <p>3 市町村教育委員会は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「<u>1週間経過日</u>」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、<u>条例第8条第6項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 市町村教育委員会は、請求の事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>第9条の10 請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1)・(2) 略</p> <p>2 時間外勤務制限開始日から起算して請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>3・4 略</p>
---	---

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第13号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後										改正前																				
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																				
組織		職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	組織		職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級					
知事の本庁事務局長	本庁	新型コロナウイルス感染症対策総合調整課								課長			新型コロナウイルス感染症対策総合調整課																	
		新型コロナウイルス感染症対策本部事務局											局長	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局																
		略												略																
		総務部	総務課											課長	総務部	総務課														
			財政課												財政課															
			人事企画課												人事企画課															
			略												略															
			略																											
		福祉部	福祉課											課長	福祉部	福祉課														
			福祉局											副局長	福祉局															
	略												略																	
本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	副局長	所長	次長	総務課長	総務課長	総務課長	総務課長	本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	副局長	所長	次長	総務課長	総務課長	総務課長	総務課長	総務課長				
機械技師	機械技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	機械技師	機械技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
電気技師	電気技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	電気技師	電気技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
薬師	薬師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	薬師	薬師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
衛生技師	衛生技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	衛生技師	衛生技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
理学療法士	理学療法士	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	理学療法士	理学療法士	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
歯科衛生士	歯科衛生士	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	歯科衛生士	歯科衛生士	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
保健師	保健師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	保健師	保健師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
看護師	看護師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	看護師	看護師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
管理栄養士	管理栄養士	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	管理栄養士	管理栄養士	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
歯科衛生士	歯科衛生士	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	歯科衛生士	歯科衛生士	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
商工技師	商工技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	商工技師	商工技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
農林技師	農林技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	農林技師	農林技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
造園技師	造園技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	造園技師	造園技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
水産技師	水産技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	水産技師	水産技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
土木技師	土木技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	土木技師	土木技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
建築技師	建築技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	建築技師	建築技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
講師	講師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	講師	講師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
学芸員	学芸員	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	学芸員	学芸員	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
補	補	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	補	補	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			
映画監督	映画監督	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	映画監督	映画監督	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師	主任技師			

地方 機関	総合 略	農林局					チ ー ム 長	チ ー ム 長	所 長											
略																				
略																				
東部地域振興事務 所									副 所 長	所 長										
略																				
東部農林事務所							次 長	次 長	所 長	所 長										
略																				
略																				
教育 委員 会 事務 局 及び 教育 機関	本庁 略	美術館整備 局							次 長	次 長	局 長									
略																				
略																				
備考 略																				

地方 機関	総合 略	農林局																		
略																				
略																				
東部地域振興事務 所									チ ー ム 長	チ ー ム 長	副 所 長	所 長								
略																				
東部農林事務所							次 長	次 長	所 長	所 長										
略																				
略																				
教育 委員 会 事務 局 及び 教育 機関	本庁 略	美術館整備 局							次 長	次 長	局 長									
略																				
略																				
備考 略																				

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
組織	略					
知事 の事 務部 局	知事の事務部局共通(知 事の事務部局の他の項に 職が掲げられている場合 は、当該職については本 項の規定を適用しない。)	学芸員 研究員	主任学芸員 主任研究員	室長 主幹学芸員 上席研究員	所長 場長 次長 参事	
略						
備考 略						

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
組織	略					
知事 の事 務部 局	知事の事務部局共通(知 事の事務部局の他の項に 職が掲げられている場合 は、当該職については本 項の規定を適用しない。)	学芸員 研究員	主任学芸員 主任研究員	室長 主幹学芸員 上席研究員	所長 場長 次長	
略						
備考 略						

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後											改正前																			
別表第2 公安職給料表級別職務分類表(第2条関係)																														
		職務の級												職務の級																
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級									
組織	警察 略																													
警察 本部	警察本部共通(警 察本部の他の項に 職が掲げられてい る場合は、当該職 については本項の 規定を適用しない。)	隊員	隊員	分隊長 隊員	小隊長 師範	次席 指導官	次席 指導官	課長 通信指 令長	課長補 佐	室長補 佐	室長補 佐	隊長補 佐	主任師 範	検視官	隊員	隊員	分隊長 師範	小隊長 指導官	次席 指導官	次席 指導官	課長 通信指 令長	課長補 佐	室長補 佐	室長補 佐	隊長補 佐	主任師 範	検視官	参事官 地域統 括参事 官	部長 総括参 事官	
略																														
備考 略																														

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年3月28日から施行する。